

＜環境省から大熊町民の皆様へのお知らせ＞

除染土壤等の大熊町南平先行除染仮置場等から中間貯蔵施設予定地内の保管場への輸送についてお知らせします。

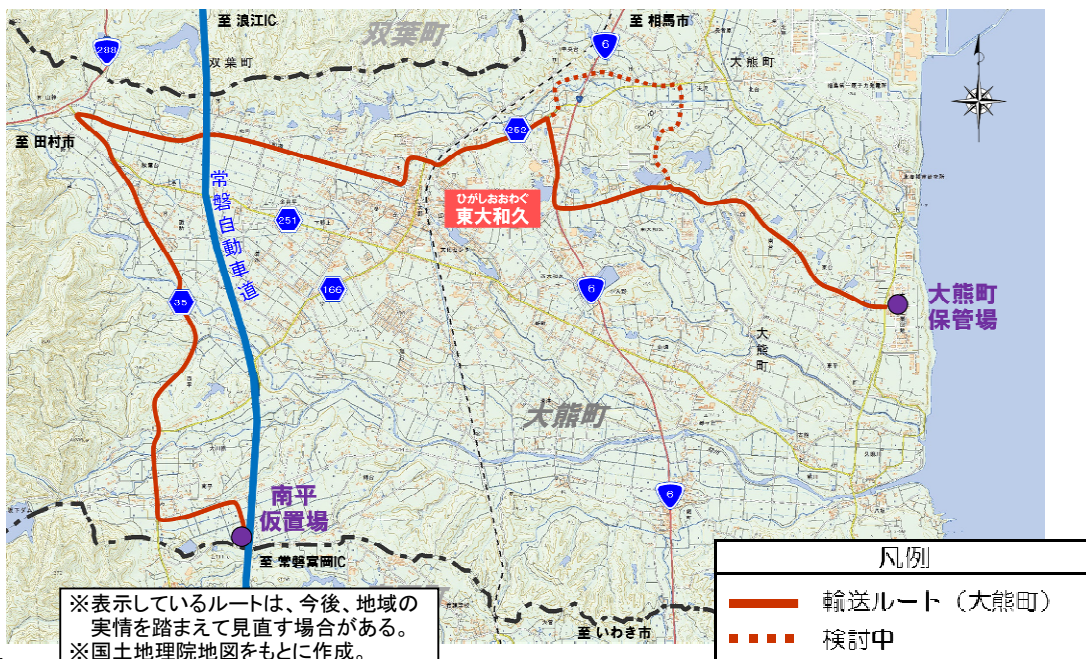
先般、福島県・大熊町・双葉町から中間貯蔵施設への搬入受入れのご判断をいただきました。中間貯蔵施設の整備は、福島の復興のために必要不可欠なものである一方、大熊町の皆様に大きなご負担をおかけすることになります。このことをしっかりと胸に刻みつつ、地権者をはじめとする皆様の御理解に向けて、施設や輸送の安全と安心の確保などに関する取組をしっかりと進めてまいります。

中間貯蔵施設への除染土壤等の輸送については、福島県、福島県内の各市町村、関係機関等から構成される輸送連絡調整会議での調整を経て、安全かつ確実な輸送等を基本原則とする輸送基本計画を取りまとめました。また、同計画に基づき、概ね今後1年間をかけて、環境対策や交通対策が確実に機能し、安全で効率的な輸送が実施できることを確認するための試験輸送（パイロット輸送）に関する具体的な事項をまとめた輸送実施計画を策定したところです。

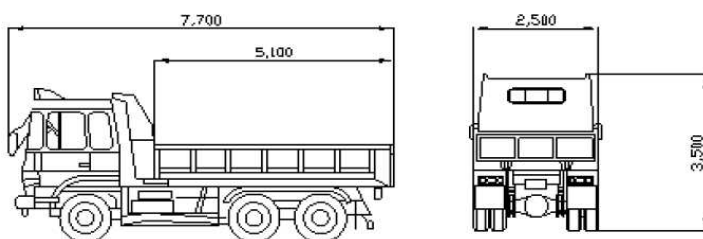
これらの計画に基づき、中間貯蔵施設保管場（大熊東工業団地内）への搬入を行いたいと考えております。搬入開始の時期については、3月11日を落ち着いた気持ちで迎えたいとの地元のご意向を踏まえ、平成27年3月13日を予定しています。また、お彼岸の3月18～24日についても、保管場の整備工事及び搬入を一時停止します。

大熊町では、南平先行除染仮置場から1,000m³程度の除染土壤等を下記のルート等で4月上旬までに搬出する予定です（1日当たり5台のダンプトラックがそれぞれ4往復、計20往復程度を予定）。輸送ルートには、輸送車両に対する注意看板等を設置するとともに、輸送車両及び輸送物がどこを移動しているか常時監視します。また、輸送車両が保管場から退出する前には放射線量を測定（スクリーニング）し、基準値以上であれば洗浄等を行うことにより、周辺道路等の汚染の防止を徹底します（裏面参照）。

輸送ルート（パイロット輸送で予定している大熊町からのもの）



輸送車両



除去土壤
特定廃棄物
運搬車
清水・熊谷JV

（輸送車両の前後左右に表示）

環境省 中間貯蔵施設に関するお問い合わせ窓口

フリーダイヤル：0120-027-582（受付時間 9:30～18:15、土日祝日除く）

除染土壤等の輸送にあたっての主な安全対策

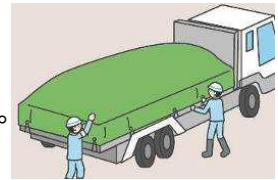
① 輸送対象物と輸送車両の一元的な管理

- 輸送をする全ての除染土壤等のフレキシブルコンテナ等に中身、濃度、重量が分かるタグ(札)を付け、全数管理します。
- 輸送車両の輸送状況をGPS(※)を活用して常時把握し、万が一問題が生じた場合にもすぐに対応できるようにします。 ※GPS:数個の衛星からの信号を受信機で受け取り、受信者が現在位置を知るシステム
- 上記情報を環境省と環境省の委託業者(JESCO)が一元的に管理し、安全な輸送を行います。



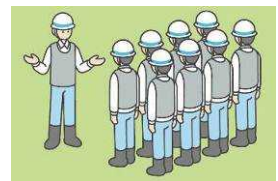
② 除染土壤等の飛散防止対策

- 除染土壤等は2重の内袋付きの大型土のう袋に入れて輸送します。
- 大型土のう袋に破損等が確認された場合は新しい大型土のう袋に詰め替えます。
- 輸送車両の荷台をシートで覆うことなどにより飛散を防止します。



③ 運転者と作業員の教育

- 輸送前に運転者や作業員の教育や研修を行い、本事業の重要性や放射性物質に汚染された土壤等を扱うにあたっての意識と技能等を高めます。



④ 輸送ルート上の道路交通対策

- 輸送ルート上の狭い道路などに交通誘導員を配置し、注意喚起の看板を設置するなどにより、輸送車両が一般車両や一時帰宅者に常に配慮し、事故防止を徹底します。



⑤ 保管場におけるスクリーニング

- 輸送車両が保管場から退出する前には放射線量を測定(スクリーニング)し、基準値以上であれば洗浄等を行うことにより、周辺道路等の汚染の防止を徹底します。



⑥ 防犯対策

- 帰還困難区域への入域ゲートについて、関係車両以外が入域しないよう、厳格に管理します。
- 作業員や運転手は決められた場所以外で休憩等を行いません。
- 巡回パトロールを実施します。

